

知事部局
労働委員会事務局
収用委員会事務局

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） [略] （3） 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。 <table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、<u>特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）</u>、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</td><td>[略]</td></tr><tr><td>3 本庁の室の職員（室長並びに<u>地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監及び競馬改革推進監</u>の担当区分にある職員を除く。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td><td>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、<u>地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監又は競馬改革推進監</u></td></tr><tr><td>5 広域振興局の審査指導監（盛岡広</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]		2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、 <u>特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）</u> 、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]	3 本庁の室の職員（室長並びに <u>地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監及び競馬改革推進監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、 <u>地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監又は競馬改革推進監</u>	5 広域振興局の審査指導監（盛岡広	[略]	（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） [略] （3） 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。 <table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、<u>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>3 本庁の室の職員（室長並びに医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの</td><td>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、<u>医師支援推進監又は競馬改革推進監</u></td></tr><tr><td>5 広域振興局の審査指導監（盛岡広</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]		2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、 <u>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</u>	[略]	3 本庁の室の職員（室長並びに医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]	4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、 <u>医師支援推進監又は競馬改革推進監</u>	5 広域振興局の審査指導監（盛岡広	[略]
[略]																					
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、 <u>特命参事（室及び課に置かれる特命参事を除く。）</u> 、総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付	[略]																				
3 本庁の室の職員（室長並びに <u>地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監及び競馬改革推進監</u> の担当区分にある職員を除く。）	[略]																				
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、 <u>地域企画監、地方路線対策監、医師支援推進監又は競馬改革推進監</u>																				
5 広域振興局の審査指導監（盛岡広	[略]																				
[略]																					
2 本庁の副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席ILC推進監、参事、技術参事、首席企画指導監、首席技術企画指導監、 <u>総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、ILC推進監、部付及び局付</u>	[略]																				
3 本庁の室の職員（室長並びに医師支援推進監及び競馬改革推進監の担当区分にある職員を除く。）	[略]																				
4 本庁の職員で前3項に掲げる職員以外のもの	総括課長、総括調査監、総務事務センター所長、 <u>医師支援推進監又は競馬改革推進監</u>																				
5 広域振興局の審査指導監（盛岡広	[略]																				

域振興局盛岡審査指導監並びに県南 広域振興局花巻審査指導監及び一関 審査指導監の審査指導監を除く。） 、県南広域振興局の部長、産業振興 室長、<u>保健福祉室長及び特命参事</u>、 沿岸広域振興局及び県北広域振興局 の部長及び室長並びに沿岸広域振興 局及び県北広域振興局の地域振興セ ンター、保健福祉環境センター、農 林振興センター、水産振興センター 及び土木センター（岩泉土木センタ ーを除く。）の所長 [略]	域振興局盛岡審査指導監並びに県南 広域振興局花巻審査指導監及び一関 審査指導監の審査指導監を除く。） 、県南広域振興局の部長、産業振興 室長<u>及び</u>保健福祉室長、沿岸広域振 興局及び県北広域振興局の部長及び 室長並びに沿岸広域振興局及び県北 広域振興局の地域振興センター、保 健福祉環境センター、農林振興セン ター、水産振興センター及び土木セ ンター（岩泉土木センターを除く。 ）の所長 [略]
（証人、鑑定人等） 第16条 [略] 2 前項の場合において<u>地方公務員法</u>第34条第2項に規定する 許可を受けようとするときは、書面で申請しなければならない。 い。	（証人、鑑定人等） 第16条 [略] 2 前項の場合において<u>法</u>第34条第2項に規定する許可を受け ようとするときは、書面で申請しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。